

令和 5 年度 事業計画書

公益財団法人 児童育成協会

目 次

はじめに	P 15
基本方針	P 16
I. 児童健全育成事業	P 17
II. 企業主導型保育事業(間接補助事業及び指導・監査・支援事業)	P 18
III. 児童給食事業	P 21
IV. 出版及び監修事業	P 22
V. その他の事業	P 23
VI. 法人の組織	P 24
VII. 法人の運営	P 25
VIII. 法人の会計	P 25
IX. 情報公開	P 25

<はじめに>

少子高齢化、AI 技術の進展と生活への浸透、グローバル化の進展など、社会構造の変化が著しい VUCA の状況に立たされています。更に 2020 年に全世界にウイルスが蔓延し、その後ワクチン接種が促進され、治療薬も開発されているが、2023 年 2 月現在 5 月に感染法上の分類が変更される予定ではあるものの、未だウイルス蔓延前の状態への完全収束が見通せないという、近年人類が経験したことがない事態に直面しています。また海外において 1 年を超える長い紛争に起因し、原材料価格高騰、不安定な為替状況、その結果としての物価高という経済環境にも大きな影響があり、先行きは甚だ不透明と言わざるを得ません。当然子ども・若者を取り巻く環境も大きく変化し、従前より多様化・複雑化した多くの課題の解決はこの状況下において更に難解なものになりつつあります。

公益財団法人児童育成協会は、保育施設待機児童や多様な働き方に対応するために開始された保育事業支援に引き続き取り組むとともに、国立総合児童センター「こどもの城」を 30 年運営してきた知見を生かし、多様化・複雑化した子ども・若者が抱える課題にひとつひとつ向き合いながら、子ども・若者の健全な成長をサポートしていきます。

「子どもは歴史の希望である」の理念のもと、子ども・若者の最大の利益を目指し、子ども・若者の個性を重んじ、自己実現を出来るよう子ども・若者の健全育成及び資質の向上に資する様々な直接・間接の事業を実施して参ります。

併せて、児童育成協会の経営基盤をより堅固にする施策も併せて実施して参ります。

<基本方針>

令和5年度においては主に二つの公益目的事業、三つの収益目的事業を中心展開します。

二つの公益目的事業は児童健全育成事業と企業主導型保育助成事業です。

児童健全育成事業は、自治体と連携の元児童館や放課後児童クラブ、若者支援施設等各種施設の安全かつ安定的な運営を継続するとともに、事業基盤の強化を図るため、財政、人材獲得や育成、新規施設運営の受託に関し引き続き中期視点での推進に取り組みます。

また、企業主導型保育助成事業は、企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対する保育サービスの拡大や、保育施設待機児童の解消を図るために必要となる費用を助成することで、仕事と子育ての両立に資することを目的とする事業の設置者等に対し、こども家庭庁（予定）から補助金の交付を受け、事業に要する経費を補助する事業の実施団体として平成28年度から引き続き令和9年度まで継続します。

従来の企業主導型保育助成事業は、令和5年度からは助成事業である間接補助事業と指導監査、研修及び相談支援事業である受託事業の二つに大別されます。保育施設の適正かつ適切な運営支援のための実地監査や施設長・保育従事者等の資質・専門性向上のための研修、保育の現場に寄り添った相談支援、よりよい保育実践のための巡回指導を実施して参ります。

脱脂粉乳（スキムミルク）輸入配分事業は、本年度から公益目的事業から収益目的事業へと事業種別を変更します。海外からのスキムミルク輸入は、輸入元の生産国の状況だけでなく、グローバルな政治・経済環境の影響を受けます。そのため前年度に決定する施設への配布価格と翌年度実際の輸入時の価格に差が発生する場合があります。その差異が事業経営に与える影響を小さくすることで、永続的に児童の食育を支援するために良質で安価なスキムミルクの配分を継続できる体制を目指します。また、ご利用経験のない福祉施設にスキムミルクの利点をご理解いただき、より多くの施設の皆様にご活用いただくための広報活動も積極的に推進いたします。

<令和5年度事業計画>

I. 児童健全育成事業【公益目的事業】

児童健全育成事業は、児童福祉施設等の運営事業、調査研究事業等を実施します。

港区・練馬区・目黒区・草加市で児童館および放課後児童クラブ、放課後児童健全事業の運営、世田谷区で青少年交流センターの運営を行います。また新たな自治体における健全育成施設運営事業の獲得に取り組みます。

1. 児童館、放課後児童クラブ、若者支援施設等の各種施設の運営業務

当協会は指定管理者または運営受託者として「児童館」5施設、「放課後児童クラブ」4施設、「青少年交流センター」3施設、「放課後児童健全育成事業」1事業を次の基本方針に基づき運営します。

安定した職員体制、堅固な財政基盤のもと、

- ① 虐待、いじめ、不登校、引きこもり等多様化する児童から若者までの福祉課題に資する。
- ② 子ども若者にとって安全安心で、主体的な居場所づくりを可能にする施設運営を行う。

- ・氷川児童センター（埼玉県草加市） 令和元.4～令和6.3
- ・麻布子ども中高生プラザ・学童クラブ（港区） 令和2.4～令和7.3
- ・平和台児童館・学童クラブ（練馬区） 令和3.4～令和8.3
- ・練馬区放課後児童健全育成事業ねりっこクラブ 令和5.4～令和10.3
（「仲町小ねりっこ学童クラブ」と「仲っこひろば・ねりっこプラス」の運営）

※ねりっこプラスは令和5.4～令和6.3の単年度契約

- ・希望丘青少年交流センター（世田谷区） 令和4.4～令和6.3
- ・野毛青少年交流センター（世田谷区） 令和4.4～令和6.3
- ・池之上青少年交流センター（世田谷区） 令和4.4～令和6.3
- ・碑住区センター児童館・学童保育クラブ（目黒区） 令和5.4～令和10.3

(1) 堅固な財政基盤の構築

健全育成事業の自立性の確保と法人の安定的な運営に寄与するために、各施設において、年間の指定管理費（委託費）の節約に取り組み、それにより、

体制強化経費、処遇改善費用の拡充に充て、事業基盤の強化を図ります。

(2) 新規・既存施設の安定した運営

令和5年度より、新たに目黒区から受託した目黒区立碑住区センター児童館及び目黒区立ひもんや学童保育クラブの運営を開始いたします。

また、令和5年度は「草加市立氷川児童センター」の更新年度のため、主に財政上の更新妥当性を検討した上で、更新する場合は、確実に獲得できるよう取り組みます。また継続施設、新規施設の財政基盤強化のため、プロポーザル参加条件を設定します。東京23区を中心に、公募情報を収集し、当法人の特性を生かし、事業性が確保できる案件に積極的に応募いたします

(3) 安定した職員体制の構築

安定した職員体制構築に向けて、限定予算の中で継続的な処遇改善を可能にするための新たな人事制度や、既存の制度の見直し、職員の雇用形態の多様化等を検討し、中堅職員等の確実な確保に取り組みます。また、施設合同での研修等を充実させ、職能レベルに応じた人材育成や福祉・児童に関する資格取得の支援も行います。職員のメンタルヘルスと意欲向上のために、職員面談の一層の充実及び相談窓口の活用促進に取り組みます。また多い開館日数及び長い開館時間対応のシフト勤務制といった制約条件の中での休暇取得や研修受講促進の為の要員として、港グループ（麻布・碑・氷川）、世田谷グループ（希望丘・野毛・池之上）、練馬グループ（平和台・仲町小）の3グループにそれぞれサポートの為のスタッフを配置します。

II. 企業主導型保育助成事業【公益目的事業】【収益目的事業】

企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスを拡大することで、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育ての両立に資することを目的とした企業主導型保育助成事業の実施機関として引き続き業務を実施します。

間接補助事業の実施期間は令和10年3月末までを基本とし、その間、こども家庭庁（予定）が設置する「企業主導型保育事業点検・評価委員会」において、事業の実施状況に関して点検及び評価が行われます。

また、受託事業の実施期間は令和6年3月末までの1年間であり、毎年度、こども家庭庁（予定）において受託機関の公募が行われます。

1. 実施体制

業務遂行のための人員体制が整い、今後は研修やOJTを通じた職員のスキルアップを図り、より効率的な業務を行えるように努め、更には現行の委託事業の段階的な内製化を進めるとともに、業務量に応じた適切な職員配置を行います。

また、企業主導型保育施設の継続的かつ安定的な実施のため、企業主導型保育施設等の経営・運営状況の分析や経営支援・指導に取り組む部署を新設します。

2. 企業主導型保育事業業務

(1) 新型コロナウイルス等感染症防止対策

休園への対応や立入調査の実施に当たっては、新型コロナウイルス等感染症の状況を踏まえ、感染症防止対策としてリモート監査等の活用を図りながら引き続き対応します。

(2) 企業主導型保育事業の整備費及び運営費の助成業務

①令和4年度において定員総数が11万人弱分になり、「子育て安心プラン」は概ね達成されたこともあり、今後は新規募集及び定員増員は実施せず、設置した企業主導型保育施設のニーズ等を再度確認し、施策に反映させることを検討することとしています。

②新たな加算等の審査基準の見直し等の制度変更に柔軟に対応するとともに、助成金の審査業務について、迅速・正確に対応することとしていきます。

③関係部署との連携強化を図るとともに、審査業務の更なる内製化を進めています。

(3) 指導・監査業務

①指導・監査は、関係法令・実施要綱及び助成要領等に照らし適正に実施されているかを確認する立入調査、重大な法令違反・不適切なサービス提供が疑われる場合等に実施する特別立入調査及び午睡時の抜き打ち調査を引き続き行います。

また、保育面を中心とした全般的な指導・監査に加え、財務面及び労務面に特化した専門家による指導・監査を引き続き実施します。

②関係部署との連携強化を図るとともに、指導監査品質の均一化や近畿エリアの完全内製化体制を図るための関西支所の体制強化を行います。

③指導監査の結果は、委託元である国との連携のもと、各都道府県等に情報提供を行います。

(4) 相談・支援業務

- ①施設長や保育従事者等の保育の質を確保するための研修等については、企画・立案部分を内製化し、研修実施効果の向上を目指すとともに、新型コロナウィルス等感染防止を図りながら、引き続き実施します。
- ②巡回指導員による保育内容等に関する助言・指導を実施するための巡回指導については、保育の質の向上及び児童の安全等を確保する観点から、引き続き実施します。
- ③保育施設等からの問い合わせ等の相談支援業務については、一定の知識レベル・応対品質を維持しつつ、内製化を進めていきます。

(5) 財務健全性審査業務

- ①経営状況を注視する必要がある保育施設等を早期に把握し、財務健全性審査を実施することにより、回収が困難となる返還金が発生することを事前に防止します。

(6) 地方公共団体との連携

- ①市区町村等で施設の設置状況等を把握できるようにするため、市区町村等に対し、助成情報等を速やかに情報提供します。
- ②指導・監査において、指導・監査結果の情報を共有し、またその後それぞれで行う指導・監査に有効活用できるよう、委託元である国との連携のもと、都道府県等に対し、監査日程や実施機関による指導・監査結果の提供等を行います。また、特別立入調査においては、地方公共団体と連携し行います。

(7) 情報公開等業務

助成決定状況や指導・監査結果等については、定期的に正確な情報の公開に努めています。

(8) その他の業務

業務効率化の柱として、企業主導型保育事業の申請・審査に係る新たな情報シ

システムについて、令和5年度から本格運用を開始します。また、このシステムの更なる活用拡大を令和5年度中に構築します。

III. 児童給食（物資供給）事業 【収益目的事業】

スキムミルクは子どもの発育や健康に大切なたんぱく質、カルシウム、ビタミンB2が多く含まれ、低脂肪・低エネルギーのため子どもの健康づくりに優れた食品です。児童給食事業は、良質なスキムミルクを海外から輸入し、全国の児童福祉施設等に低価格で安定した配分を行ってきました。

本年度においても引き続き使いやすく長期保存が可能なパッケージでお届けすることで、スキムミルク配分事業の充実を図ります。また、子どもの健康づくりに大切な栄養素を多く含むスキムミルクを児童福祉施設等で幅広くご利用いただるために、広報活動を従来以上に行って参ります。

(1) スキムミルクの輸入配分

ニュージーランドからスキムミルクを約900トン輸入し、児童福祉施設等に配分します。また、安心安全にご利用いただける「使いやすく保存しやすいパッケージ」で安定的に供給し、児童福祉施設等への更なる普及を図ります。なお、各施設に1箱(12kg)12,000円(消費税、送料込み)で配分しております。

(2) スキムミルクの普及促進

子どもの健康づくりに役立つスキムミルクを幅広く活用してもらえるよう、普及促進のための広報宣伝を行います。

①スキムミルクをご利用経験のない施設へのPRとともに、既に利用されている施設及び自治体に対し、調理レシピ、スキムミルク関係のパンフレットやチラシを積極的に配布するとともに、当協会の刊行誌「子どもの栄養」とも連携を図ります。

②関係団体が実施する各種大会・会議において、調理レシピ、スキムミルク関係のパンフレットやチラシを積極的に配布します。

③自治体が児童福祉施設給食関係者を対象として実施する各種研修会等への協力を行います。

④スキムミルク利用施設に対し、関税上の取り扱いについての周知徹底も併せて行います。

(3) さらにご利用いただきやすくするために

児童福祉施設の皆さまが スキムミルクをさらにご利用いただきやすくなるために、引き続き取り組んで参ります。

①注文手続や連絡を簡素化にするための方策を検討いたします。

②協力企業の支援を得て原料の輸入から配送まで安定した運営を行うことで、皆さまが安心してご利用いただける体制を整備いたします。

③スキムミルクをご利用いただく施設にパンフレットやチラシを定期的に配布し、情報提供を行い関税定率法や関税暫定措置法に基づき輸入している特定免税品であるスキムミルクの適正な取り扱いについて理解を深めていただきます。

④スキムミルクの良さや使い方などをご理解いただくための「スキムミルクを素材とした調理実習」の段階的な再開を、新型コロナウィルスの感染状況等をふまえつつ目指して参ります。

IV. 出版及び監修事業【収益事業】

児童福祉に関わる図書の出版及び監修により、児童福祉関係者へ様々な情報の提供を行います。

1. 「子どもの栄養」の発行

「子どもの栄養」は、児童福祉施設の乳幼児期の食育活動の向上を目指す月刊誌として、関係施設や個人の方々に幅広く購読されています。

出版不況の中においても発行から 60 年超を迎えるに、更に発行の継続・発展の為新たな WEB 媒体・SNS 等を活用し購読者の開拓を行い、更にはセミナーの開催なども視野に入れ購読部数拡大マーケティングを積極的に図ります。

また編集機能の外部委託化やリニューアルした購読者管理システムの安定運用を通じ業務の効率化、更には B C P の推進を積極的に進めます。

2. 監修図書の普及

下記の図書の改版について出版社からの依頼に応じ監修を行って参ります。また、新出版物についても積極的に監修を受託いたします。

①「児童保護措置費・保育給付費手帳」

(児童保護措置費・保育給付(委託)費制度の概説をはじめ、措置費、給付費に関する法令・通知を体系ごとにまとめた法令通知集)

②「児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当法令通知集」

(児童扶養手当及び特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給事務に必要な法令・通知を体系的に収載した法令通知集)

③「新・基本保育シリーズ (保育士養成テキスト 20巻)」

(保育士に必要な知識と技術をわかりやすく解説したスタンダードテキスト)

④「一ひと目でわかる 基本保育 データブック」

(保育者養成課程において学ぶ各分野の制度や体系、統計資料をコンパクトにまとめたサブテキスト)

⑤「目で見る児童福祉」

(児童福祉にかかわる統計数値や近年の児童福祉施策について、図表を用いて視覚的に示したパンフレット形式の書籍)

⑥その他の児童福祉関係図書

V. その他の事業

1. 児童養護施設等支援事業

全国児童養護施設協議会、全国自立援助ホーム協議会との連携により、児童養護施設等を支援する事業を引き続き行います。

①児童養護施設が加入する団体損害保険の加入の促進及びとりまとめ

②児童養護施設退所者自立サポート事業の実施

③国立武蔵野学院附属「児童自立支援専門員養成所」在籍者への支援

2. 児童福祉に関する啓発事業

子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、厚生労働省、全国社会福祉協議会、児童育成協会は毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めています。この期間中は、児童福祉の理念を普及・啓発するため、厚生労働省や全国の自治体などがさまざまな事業や行事を行っていますが、児童育成協会は、標語の募集・審査、児童福祉文化賞の審査・表彰等を実施します。

(1) 児童福祉週間の標語募集

子どもたちの夢や希望、未来へのメッセージ等が込められた、児童福祉週間の象徴となるような令和6年度の標語の募集・審査を行います。

従来の広報ルートに加えて本年度も大手企業様や団体の職員様向けに社内・組織内の広報協力依頼を積極的に行い、幅広い方々に児童福祉週間の趣旨を伝えて行きます。

※令和5年度児童福祉週間の標語は、応募総数5,509点の中から、下記の最優秀作品が選定されました。

「小さなて みんなではぐくみ 育ててく」

(竹島 一輝さん 15歳 兵庫県)

(2) 児童福祉文化賞の審査及び表彰

本事業は、厚生労働省社会保障審議会福祉文化分科会にて推薦された作品の中から、特に優れた児童福祉文化財に厚生労働大臣表彰を行い、永くその栄誉を称えるとともに、児童福祉文化の振興を図ることを目的として実施します。(厚生労働省主催、一般財団法人児童健全育成推進財団と共に。)「出版物」「舞台芸術」「映像・メディア等」の3部門について「児童福祉文化賞」と「児童福祉文化賞推薦作品」を選定・表彰し、加えて、児童の健全育成に貢献した活動に対しても「特別部門」として「児童福祉文化賞」を表彰します。

本年度も令和5年度表彰式の開催を行います。

VII. 法人の組織

1. 役員

前期に引き続き、理事長に加え代表理事を2名体制とし、更に企業主導型担当の業務執行理事1名、その他の理事1名合計5名体制での適正な法人運営を行います。

2. 組織

事務局

- ・総務部
- ・財務部
- ・健全育成事業部
- ・児童給食事業部

企業主導型保育事業本部

VII. 運営について

企業主導型保育助成事業・児童給食事業等協会を始めすべての事業に関し、引き続きコンプライアンス及びデジタル化の更なる推進を行い更なるQCDの向上を目指した業務を遂行します。

5月に感染法上の分類変更が予定されている新型コロナウイルス感染症については、職員の健康と協会内感染拡大での業務停滞を防止することを第一義として、国及び自治体の指針、産業医の指導に従いこれまでクラスターを防止し、事業停滞を発生させることのなかった実績を踏まえて注意深い対応を継続します。

VIII. 法人の会計

1. 法人運営の透明化及び適正化

公益財団法人としての社会的責任を果たすため、業務運営の透明化及び適正化、の継続及び業務の効率化に取り組みます。

2. 債権管理・訴訟対応

企業主導型保育事業助成金の返還を求める事案について、債権管理や助成金返還に係る訴訟を行い返還に向けた必要な措置をひき続き講じます。

また、原因の検証を行い、審査・監査体制との連携を強化し、引き続き再発防止に努めます。

IX. 情報公開

協会のWebサイト及び各事業専用のサイトや年報、パンフレットを活用し、明解な情報の公開を積極的に図ります。

また、事業毎の関係団体との連携を更に強化していきます。

令和 5 年度

予算

公益財団法人 児童育成協会

令和5年度経常増減補正予算

予 算 総 則

令和5年度の公益財団法人児童育成協会の経常増減の部の予算総則を次のとおり定める。

(経常増減の部の予算総額及び区分)

第1条 令和5年度の経常増減の部の予算を次のとおりとする。

区 分		経 常 収 益 千円	経 常 費 用 千円
公事 益業 目会 的計	公1	児童健全育成事業	1,455,819
	公2	企業主導型保育助成事業	208,320,560
収益 事業 等 計	収1	出版及び監修事業	38,200
	他1	児童養護施設等支援事業	5,210
	他2	児童福祉研修事業	3,110
法人会計		0	12,870
合計		209,822,899	209,859,160

2 経常増減の部の大科目、中科目の区分は、別紙「正味財産増減計算書」に掲げるとおりとする。

(予算の流用の制限)

第2条 「正味財産増減計算書」の費用予算の各中科目の経費の金額については、理事長の承認を受けて、中科目の間において、彼此流用することができる。
ただし、受取国庫補助金等については、その交付要綱によるものとする。

(予算の弾力条項)

第3条 「正味財産増減計算書」の費用予算の各中科目の経費の金額については、理事長の承認を受けて、中科目の間において、彼此流用することができる。
ただし、受取事業受託料及び受取国庫補助金等については、当該受取金の交付要綱等によるものとする。

(短期借入金の限度額)

第4条 短期借入金の限度額は、200億円とする。

正味財産増減計算書総括表

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内 部 取 扱 合	合 計
	公 儿童健 全 育 成 事 業	1企 保 育 業 助 成 事 業	2企 主 導 業 监 修 型 事 業	1收 版 及 他 支 援 業 事 業	1他 児童養護施設等 2他 児童福祉研修 業 事 業				
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
基本財産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産受取利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産売却益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業収益	1,453,922,000	3,441,538,000	38,200,000	2,500,000	0	0	0	4,936,160,000	
一般会計事業収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業運営収益	559,322,000	3,441,538,000	0	2,500,000	0	0	0	4,003,360,000	
利用者収益	0	0	38,200,000	0	0	0	0	38,200,000	
粉乳売上収益	894,600,000	0	0	0	0	0	0	894,600,000	
受取補助金等	0	204,879,022,225	0	0	0	0	0	204,879,022,225	
受取国庫補助金	0	204,879,022,225	0	0	0	0	0	204,879,022,225	
受取民間助成金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取寄附金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取寄附金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑収益	1,897,000	0	0	0	0	0	0	1,897,000	
受取利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑収益	1,897,000	0	0	0	0	0	0	1,897,000	
指定正味財からの振替額	0	0	0	2,710,000	3,110,000	0	0	5,820,000	
経常収益計	1,455,819,000	208,320,560,225	38,200,000	5,210,000	3,110,000	0	0	209,822,899,225	
(2) 経常費用		0		0	0				
事業費	1,455,819,000	208,359,281,000	22,870,000	5,210,000	3,110,000	0	0	209,846,290,000	
役員報酬	6,000,000	0	0	0	0			6,000,000	
職員給与手当	365,131,000	929,800,000	0	2,000,000	1,000,000			1,297,931,000	
契約職員手当	85,903,000	998,404,625	3,500,000	0	0			1,087,807,625	
退職給付費用	1,000	28,035,000	0	0	0			28,036,000	
福利厚生費	3,481,000	30,501,000	20,000	10,000	10,000			34,022,000	
法定福利費	58,240,000	269,568,000	300,000	200,000	100,000			328,408,000	
会議研修費	844,000	0	0	0	0			844,000	
旅費交通費	4,705,000	488,871,000	0	0	0			493,576,000	
通信運搬費	10,714,000	12,285,000	0	0	0			22,999,000	
減価償却費	0	225,528,375	0	0	0			225,528,375	
消耗什器備品費	370,000	0	0	0	0			370,000	
消耗品費	22,564,000	10,050,000	400,000	0	0			33,014,000	
商品仕入費	0	0	0	0	0			0	
原材料費	0	0	0	0	0			0	
粉乳購入費	681,424,000	0	0	0	0			681,424,000	
国内輸送費	112,720,000	0	0	0	0			112,720,000	
修繕費	1,195,000	0	0	0	0			1,195,000	
印刷製本費	1,615,000	0	3,535,000	0	0			5,150,000	
広報宣伝費	10,539,000	0	0	0	0			10,539,000	
燃料費	0	0	0	0	0			0	
光熱水料	16,233,000	18,820,000	0	0	0			35,053,000	
賃貸リース料	11,053,000	299,266,000	738,000	0	0			311,057,000	
保険料	3,214,000	0	0	0	0			3,214,000	
諸謝金	4,174,000	17,819,000	0	0	0			21,993,000	
租税公課	34,210,000	145,738,000	0	0	0			179,948,000	
支払助成金	800,000	202,922,590,000	0	3,000,000	2,000,000			202,928,390,000	
雑役務費	17,362,000	396,612,000	3,353,000	0	0			417,327,000	
委託費	3,087,000	1,065,393,000	11,024,000	0	0			1,079,504,000	
貸倒引当金繰入損	0	500,000,000	0	0	0			500,000,000	
雑費	240,000	0	0	0	0			240,000	

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法 人 会 計	内 部 取 扱	合 計
	公 儿童健 全企業主導型	1 1	2 収 出版及び	他 児童養護施設等	1 1	2 児童福祉研修業			
管理費							12,870,000	0	12,870,000
役員報酬							9,420,000		9,420,000
職員給与手当							335,000		335,000
契約職員手当							125,000		125,000
退職給付費用							26,000		26,000
福利厚生費							10,000		10,000
法定福利費							86,000		86,000
会議研修費							100,000		100,000
旅費交通費							6,000		6,000
通信運搬費							1,000		1,000
減価償却費							0		0
消耗品費							10,000		10,000
印刷製本費							0		0
交際費							100,000		100,000
光熱水料							121,000		121,000
賃貸リース料							1,800,000		1,800,000
諸謝金							50,000		50,000
租税公課							20,000		20,000
雜役務費							150,000		150,000
委託費							0		0
雜費							510,000		510,000
経常費用計	1,455,819,000	208,359,281,000	22,870,000	5,210,000	3,110,000	12,870,000	0	209,859,160,000	
評価損益等調整前当期経常増減額	0	△38,720,775	15,330,000	0	0	△12,870,000	0	△36,260,775	
基本財産評価損益等									0
特定資産評価損益等									0
投資有価証券評価損益等									0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	0	△38,720,775	15,330,000	0	0	△12,870,000	0	△36,260,775	
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益									
中科目別記載（無）									0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用									
中科目別記載（無）									0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替前	0	△38,720,775	15,330,000	0	0	△12,870,000	0	△36,260,775	
当期一般正味財産増減額	0	△38,720,775	15,330,000	0	0	△12,870,000	0	△36,260,775	
他会計振替額	0	15,330,000	△15,330,000	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	△23,390,775	0	0	0	△12,870,000	0	△36,260,775	
一般正味財産期首残高	26,505,015	△60,797,042	12,680,835	0	0	867,525,268	0	845,914,076	
一般正味財産期末残高	26,505,015	△84,187,817	12,680,835	0	0	854,655,268	0	809,653,301	
II 指定正味財産増減の部									
受取寄附金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般正味財への振替額	0	0	0	2,710,000	3,110,000	0	0	5,820,000	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	△2,710,000	△3,110,000	0	0	△5,820,000	
指定正味財産期首残高	0	0	0	210,997,305	14,936,721	0	0	225,934,026	
指定正味財産期末残高	0	0	0	208,287,305	11,826,721	0	0	220,114,026	
III 正味財産期末残高	26,505,015	△84,187,817	12,680,835	208,287,305	11,826,721	854,655,268	0	1,029,767,327	